

青森県報

第三千八百六十七号

平成二十六年
七月十一日
(金曜日)

公安委員会

警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）の実施……………（生活安全）…七
警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）の実施……………（同）…九

告 示

青森県告示第五百六十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項及び第二項の規定により平成二十六年五月九日、同年六月六日及び同月十一日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十六年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

飼料の試験の結果の概要……………（畜産課）…一
公有水面埋立ての免許……………（漁港漁場整備課）…二

公 告

除雪車両の購入に係る一般競争入札……………（会計管理課）…四
路面清掃車の購入に係る一般競争入札……………（同）…五
建設業者の許可の取消し……………（上北地域民局）…七

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要							違反の内容				
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リ ン %	粗 纖 維 %	粗 灰 分 %	揮 発 性 窒 素 %		水 溶性 窒 素 %	消化率 %	T D N %	M E kcal/kg
JA全農北日本くみ あい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房	26.5	17.5	4.7	3.45	0.57	2.1	11.7						
雪印種苗株式会社 十和田営業所 十和田市大字伝法寺 字大窪1の17	同左	雪印ほ乳期子牛代用乳 ゆきみるく	26.5	25.1	23.5	1.47	0.57	0.0	5.5						6.3

中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の5	同左	アム中印種豚飼育用配合飼 料 アムチラック	26.6	16.8	4.3	2.27	0.78	3.3	5.4				75.0		12.9
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の5	同左	アム中印ブローラー肥育前 期用配合飼料 スーパーさわやか前期	26.6	21.1	5.0	2.04	0.72	1.0	4.9						11.9
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の5	同左	アム中印ブローラー肥育前 期用配合飼料 ヒナ銀行E	26.6	24.9	3.3	2.37	0.73	1.4	5.5						12.5

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第五百六十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定により、平成二十六年六月三十日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成二十六年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一番一七三から一番一七五及び上北郡六ヶ所村大

字泊字焼山九九六番から九九七番に隣接する地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による

国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、の地点から㉓の地点までを順次に結んだ線及びの地点と㉓の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス二二三三九三・八四五
- の地点 Y座標 プラス四七七一・一五六
- の地点 X座標 プラス二二三三七〇・四二三
- の地点 Y座標 プラス四七二五五・二五四
- の地点 X座標 プラス二二三三七六・一三六
- の地点 Y座標 プラス四七二三一・六二四
- の地点 X座標 プラス二二三三八一・七五二
- の地点 Y座標 プラス四七二二三・九八〇
- の地点 X座標 プラス二二三三八三・〇九四
- の地点 Y座標 プラス四七二二八・五四四
- の地点 X座標 プラス二二三三七九・一七五
- の地点 Y座標 プラス四七二二七・四〇〇
- の地点 X座標 プラス二二三三〇二・一五八
- の地点 Y座標 プラス四七一〇九・四九六
- の地点 X座標 プラス二二三三〇四・八六〇
- の地点 Y座標 プラス四七〇九五・〇九九
- の地点 X座標 プラス二二三三二二・二一九

三 埋立てに関する工事の施行区域

3 面積

三、八二〇・九二平方メートル

の地点	Y座標	プラス四七〇九三・二二一
の地点	X座標	プラス二二三三二四・〇八七
の地点	Y座標	プラス四七〇九一・三五八
の地点	X座標	プラス二二三四〇六・一五三
の地点	Y座標	プラス四七〇八五・六六九
の地点	X座標	プラス二二三四一四・二一六
の地点	Y座標	プラス四七〇九三・七七三
の地点	X座標	プラス二二三四二二・〇二二
の地点	Y座標	プラス四七〇九二・四九〇
の地点	X座標	プラス二二三四〇七・六〇八
の地点	Y座標	プラス四七二〇〇・一九六
の地点	X座標	プラス二二三四〇一・八〇一
の地点	Y座標	プラス四七二二八・一七五
の地点	X座標	プラス二二三四〇〇・八二二
の地点	Y座標	プラス四七二二七・九八四
の地点	X座標	プラス二二三四〇〇・五二四
の地点	Y座標	プラス四七二二九・三七九
の地点	X座標	プラス二二三三九九・九三四
の地点	Y座標	プラス四七二二七・九六五
の地点	X座標	プラス二二三三八九・六四四
の地点	Y座標	プラス四七二二二・二五九
の地点	X座標	プラス二二三三九四・五八八
の地点	Y座標	プラス四七二四四・一〇八
の地点	X座標	プラス二二三三九〇・二二三
の地点	Y座標	プラス四七二四九・四〇六
の地点	X座標	プラス二二三三九四・一〇三
の地点	Y座標	プラス四七二五二・五四九
の地点	X座標	プラス二二三三九五・六五七
の地点	Y座標	プラス四七二五六・六二五

1 位置

上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一番一七三から一番一七五及び上北郡六ヶ所村大字泊字焼山九九六番から九九七番に隣接する地先公有水面及び臨港道路地内

2 区域

測量法第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、
④の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び④の地点と⑩の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

④の地点	X座標	プラス二二三四九九・二九五
④の地点	Y座標	プラス四七二〇〇・二七八
⑤の地点	X座標	プラス二二三四七・七五〇
⑤の地点	Y座標	プラス四七二六三・五一五
⑥の地点	X座標	プラス二二三三三七・七五〇
⑥の地点	Y座標	プラス四七二六三・五一五
⑦の地点	X座標	プラス二二三三三七・一五三
⑦の地点	Y座標	プラス四七二〇七・一五三
⑧の地点	X座標	プラス二二三三三九・二五六
⑧の地点	Y座標	プラス四七二四七・四八六
⑨の地点	X座標	プラス二二三三六五・五七八
⑨の地点	Y座標	プラス四七二五四・〇四七
⑩の地点	X座標	プラス二二三三七一・一八一
⑩の地点	Y座標	プラス四七二三一・八一〇
⑪の地点	X座標	プラス二二三二七〇・七八四
⑪の地点	Y座標	プラス四七二〇八・五八六
⑫の地点	X座標	プラス二二三二六七・八一〇
⑫の地点	Y座標	プラス四七〇九九・六六八
⑬の地点	X座標	プラス二二三三〇〇・三二二
⑬の地点	Y座標	プラス四七〇八八・七三一
⑭の地点	X座標	プラス二二三三〇七・九三六
⑭の地点	Y座標	プラス四七〇八六・五四五
⑮の地点	X座標	プラス二二三三三三・二九一
⑮の地点	Y座標	プラス四七〇八三・八五二
⑯の地点	X座標	プラス二二三三七〇・八五一
⑯の地点	Y座標	プラス四七〇八〇・五二二

- ㊸の地点 X座標 プラス二二四二五・九四三
Y座標 プラス四七〇七六・八九〇
- ㊹の地点 X座標 プラス二二四三〇・四四八
Y座標 プラス四七〇八七・六八六
- ㊺の地点 X座標 プラス二二四二〇・四〇五
Y座標 プラス四七一〇四・七〇六
- ㊻の地点 X座標 プラス二二四三五・一一一
Y座標 プラス四七一三九・九四七
- ㊼の地点 X座標 プラス二二四六八・三三〇
Y座標 プラス四七二二六・〇七二

3 面積

二一、六六三・五一平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

除雪車両の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

除雪ドーザ（十三トン級） 二台

二 納入期限

平成二十七年三月二十日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十六年一月三十一日青森県告示第五十一号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十六年八月五日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九九

4 提出部数 二部

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九九

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十六年八月二十一日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:
 Tow(2) Tractors With Snow Plow in the 13ton class

2 Time limit for tender:
 21 August, 2014(Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:
 Account Management Division
 Accounting Bureau
 Aomori Prefectural Government
 1-1-1 Nagashima
 Aomori City, Aomori 030-8570
 JAPAN
 TEL 017-734-9099

路面清掃車の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十

二年政令第十六号) 第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
路面清掃車 一台
- 二 納入期限
平成二十七年三月二十日
- 三 納入場所
入札説明書による。
- 四 入札に参加する者に必要な資格
 - 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成二十六年一月三十一日青森県告示第五十一号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。
 - 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
 - 4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。
 - 5 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
 - 6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。
- 2 提出時期等
 - (一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十六年八月五日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - (二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
 - (三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。
- 3 提出場所
青森市長島一丁目の一
青森県出納局会計管理課物品調達グループ
電話 〇一七 七三四 九〇九九
- 4 提出部数 二部
- 5 入札説明書の交付等
入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一
青森県出納局会計管理課物品調達グループ
電話 〇一七 七三四 九〇九九
- 6 入開札の日時及び場所
 - 1 日時
平成二十六年八月二十一日(時間は、入札説明書による。)
 - 2 場所
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室
- 7 入札執行回数
原則として三回を限度とする。
- 8 入札保証金及び契約保証金に関する事項
入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三

月青森県規則第十号) 第一百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One (1) Road Sweeper

2 Time limit for tender:

21 August, 2014 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Account Management Division
Accounting Bureau
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9099

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 原燃エンジニアリング株式会社

二 代表者の氏名 高田 直治

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字鷹架字向田一の四四

四 許可番号 青森県知事許可(般 二一)第一七二四二号

五 取消年月日 平成二十六年六月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第七十七号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)を次

のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号。以下「講習規則」という。）第二条の規定により公示する。

平成二十六年七月十一日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

一 講習の区分

法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十六年九月一日（月）から同月十日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町二丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

二十五人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間
平成二十六年八月十一日（月）から同月十五日（金）までの間

(二) 受付時間
午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り
受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所
青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法
六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類
講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二〇センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料四万七千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第七十八号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

平成二十六年七月十一日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

一 講習の区分

法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十六年九月四日（木）から同月十日（水）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

八人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十六年八月十二日（火）から同月十五日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通及び既に交付を受けている当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料二万三千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前十一時十五分から午前十一時四十五分までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七三三 四二二一

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭